明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一四九）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第百四十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第一条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「認定（」の下に「第二十五条第二項及び第三項を除き、」を加える。

第二十五条中「行なわせなければ」を「行わせなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　ボイラーの運転の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合していると所轄労働基準監督署長が認定したものを備えたボイラーについては、前項第五号の水面測定装置の機能の点検を三日に一回以上とすることができる。

3　前項の所轄労働基準監督署長の認定を受けようとする者は、適合自動制御ボイラー認定申請書（様式第十七号）に、当該申請に係る自動制御装置が前項の厚生労働大臣が定める技術上の指針に適合していることを厚生労働大臣の登録を受けた者が明らかにする書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第百二条中「前条各号」を「安衛則第六十九条第五号から第七号まで」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百三条中「第百一条各号に掲げる」を「前条に規定する」に改める。

第百十一条の表普通ボイラー溶接士免許試験の項を次のように改める。

普通ボイラー溶接士免許試験	一　当該免許試験を行う都道府県労働局長が行つた前回の普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験に合格した者 二　当該免許試験を行う指定試験機関が行つた普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの 三　普通ボイラー溶接士免許の有効期間が満了した後二年を経過しない者	学科試験の全科目
	一　次に掲げる溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示（平成十年運輸省告示第四百十七号）第二条の規定による分類の溶接工の技りょうに関する試験に合格した者 イ　Ｍ２種Ｏ級Ａ ロ　Ｍ３種Ｏ級Ａ ハ　Ｍ２種Ｐ級Ａ ニ　Ｍ２種Ｖ級Ａ ホ　Ｍ３種Ｖ級Ａ 二　突合せ溶接について前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	実技試験の全部